

避難所ガイドライン見出し文(案)

●避難所に係る平時の取組み

災害時の避難所については、発災してから準備をしては間に合いません。事前に、

1. 避難所の運営体制を確立する

平時においては、災害対策本部体制が立ち上がっていないため、避難所の対応策は防災担当に任せきりになりがちです。避難所生活は住民が主体となっていくべきものですが、その運営をバックアップする体制の確立は、地方自治体の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁で取り組む気概を持って、防災担当だけでなく、要配慮者担当などの複数の担当課が事前体制を組み、いざとなった時に備えるべきです。

災害対策本部体系図（例）挿入予定

2. 避難所の指定

避難所の指定については、地域に想定される災害・被害に応じて注意深く進める必要があります。水害の危険性のある地域において、川沿いに避難所を設ける、土砂災害の危険性のある地域において山沿いに避難所を設ける、津波の危険性がある地域において海沿いに避難所を設ける等は避ける方向で検討すべきです。

また、避難者数の増加によって思いもよらない場所が避難所になる恐れがあると想定しておくことが重要です。

（指定避難所の備蓄）

食料・飲料水、トイレについては、あらかじめどのように避難所に送り届けるかを入念に準備する必要があります。

また、水害や津波、または土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にするなど、注意を払うべきです。貴重な備蓄資源が真っ先に被害にあうといった状況を避けなければなりません。

3. 初動の具体的な事前想定

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が求められます。原則的には「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。そのために、行政職員、一般ボランティア、専門職能ボランティアに加え、警察や医療関係者が支援者となって、運営母体である地域を支える必要があります。

発災後の運営体制の確立を円滑に進めるためには、行政が地域に働きかけ、避難所運営マニュアルの作成や、避難所運営訓練などを通じて、地域が主体となって避難所を運営していくことを周知・啓発しておきましょう。その際、女性の視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できます。

●発災後の取組み

4. 避難所のライフサイクルを確立する

災害が発生し、避難所を開設するにあたっては、最初に施設の被害状況を確認し、避難者を受入れられる状態か否かを確認する必要があります。また、災害対策本部では、各避難所の被害状況・避難者人数の把握を的確に行い、域内の避難所数に不足が無いかの判断することになります。災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてもシミュレーションを行い、備えておきましょう。

また、避難所運営訓練などにおいて、避難者の受付・名簿の作成について実動訓練を行い、個人情報保護と災害時の安否確認対策についても知識の共有の機会をつくりましょう。これら訓練を実践することにより、災害時にいち早くライフサイクルを確立することができます。

5. 情報の取得、管理、共有

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まります。運営体制として情報の取得・管理・共有手段について現実の制約をふまえながら対応することが必要になります。

○テレビ・ラジオ・インターネット等の媒体による広域情報の収集手段の確保

○自治体内の被害情報の取得・管理・共有方法の確保

地域の被害情報や復旧情報など様々な情報を共有することで、避難所間の格差の是正、避難所の集約・早期解消、生活再建へ繋がることになります。

このために、地方自治体は平時から各避難所に、無線機・衛星携帯電話等の通信設備の整備や、テレビ、ラジオ等情報入手手段を確保しましょう。

6. 食料・物資の確保を実施する

(食料・物資)

指定避難所に食料・飲料水等を置いておくスペースが無い場合等は、備蓄品を PUSH 型で配布できるよう、物資供給計画を作成しておきましょう。

物資供給計画とは、最低限必要な物資の配給について基本的な考え方をはじめ、

- ・物資の要求や配給に必要な書式の整理
 - ・避難所までのルートや搬送手段(トラック協会等)の確保
 - ・食料や物資の入手先(民間事業者等)・連絡体制
 - ・食物アレルギー等配慮が必要な者に対応した食料品等の確保
- など、具体的な手段を検討し取りまとめるものである。

7. トイレの確保 ・ 8. 衛生的な環境の維持

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になります。衛生的な環境を維持することで、感染症など二次被害を抑制します。

- ・トイレの衛生管理のポイントは、手洗い水の確保や手洗い方法の周知、清潔を保つこと、トイレが室内トイレの場合は履物を分けること。
- ・感染症患者が出た場合には、専用のトイレを設けることも検討しましょう。
- ・災害時であってもゴミは分別収集し、防臭・防虫に気を付けましょう。
- ・食料(生鮮品)の取り扱いには、十分注意しましょう。調理前の消毒を徹底し、調理する人の体調管理も行う必要があります。

9. 避難者の健康管理

災害時には、持病の悪化防止や新たな病気の発症防止のために、「保健師・福祉専門職の巡回・派遣」による被災者の健康チェック・管理などの方法が考えられます。これら専門職によるチェックの結果等に気を配りながら、医師・看護師の巡回等の機会を利用して体調の管理を行います。これら専門家の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保しましょう。

また、特に高齢者等は、口の中が不衛生だと、虫歯や歯肉炎だけでなく、誤嚥による肺炎などの危険性が高まります。歯科医師等の専門家による口腔ケアの指導も検討しましょう。

10. 配慮が必要な方への対応

避難所において配慮が必要な方、例えば高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病、外国人等の体調が悪くならないように、避難者全員で見守る体制づくりが重

要です。また、必要とあれば、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図る等、被災者の状況を継続的に把握し、福祉避難所や専門施設への移動を検討しましょう。

11. ボランティアとの協働活動

災害時の避難所には、全国から災害ボランティアやNPOなどの支援者が応援に駆けつけます。地域住民や行政では気づかないことなど、過去の災害の経験から知識を提供してくれるありがたい存在です。むやみに排除するのではなく、連携の道を探ることが結果的には地域の為になることを理解しましょう。地域とボランティアとのパイプ役を行政が積極的に担うと共に、避難所の状況について情報の共有に努めましょう。

12. 住環境の質の向上

避難生活が長期化すると、被災者の健康を損なわないように住環境の質の向上が求められます。

(寝床の改善)

寝床については、床に長期的に横たわっていると、埃など吸い込むほか、エコノミークラス症候群を発症する恐れが高くなることがわかってきました。環境が許すなら、段ボールベッドなどを導入することを検討しましょう。

(入浴対策)

特に水害などで汚水に侵された場合などは、感染症等の予防の為にもシャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。

(ペット対策)

災害時のペット対策については、事前にペット同伴避難のルールを決めておくことが重要です。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための、ゲージ等を用意する等、具体的な対応を検討しましょう。

(環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参考資料に掲載予定)

13. 生活再建支援情報・避難所の解消

地域にライフラインが復旧するころを目途に、避難所の解消を考えましょう。避難者のその後の生活再建や仮住まい住居の提供など具体的に被災者に提案しましょう。